

SBC First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2016年(平成28年)
2月5日(金)

発行: 税理士法人 SBC パートナース
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

「新春元氣が出るセミナー」 《大阪開催》

日時: 2016年2月17日(水)
13:30~16:30(受付 13:00~)

講師:

第1部 税理士法人SBCパートナーズ
代表社員 柴田 昇

第2部 カレーハウスCoCo壱番屋 創業者
特別講師 宗次 徳二氏

対象: 経営者・幹部役員・資産家

定員: 100名(先着順)

参加費: 1名様 3,000円(税込)
※当日会場にてお渡し下さい。
弊社顧問先無料

会場: 産業創造館 6階 会議室E
(地下鉄 堺筋線・中央線 堺筋本町駅 徒歩6分)

お問合せ: 税理士法人 SBC パートナース
Tel: 06-6315-1819
(担当: 宮阪・國森)

税率下げで法人実効税率は28年度29.97% 資本金1億円超法人の外形標準課税を拡充

昨年末に平成28年度税制改正大綱が取りまとめられ、平成28年度改正の全貌が明らかになったが、法人税関係の改正では、27年度改正に続く法人税改革として、法人税率と外形標準課税適用法人の法人事業税が見直され、国・地方を通じた法人実効税率は、28年度から20%台に引き下げられることとなった。

(1) 法人税率・法人実効税率の引下げ

現在の法人税率23.9%が、28年度で23.4%、30年度で23.2%に引き下げられる。また、外形標準課税適用法人の所得割税率が引き下げられること等から、現行の法人実効税率32.11%は、28年度から29.97%と、20%台に引き下げられることとなる。

	27年度	28年度	30年度
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
外形標準課税適用法人の所得割税率 *28年度までは地方法人特別税含む *年800万円超の所得の標準税率	6.0%	3.6%	3.6%
法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%

(2) 外形標準課税の拡充

資本金1億円超の外形標準課税適用法人について、28年度以後の標準税率が見直される。所得割の標準税率が引き下げられる一方で、付加価値割・資本割の標準税率が引き上げられる。

		27年度	28年度
所得割	年400万円以下の所得	3.1%(1.6%)	1.9%(0.3%)
	年400万円超800万円以下の所得	4.6%(2.3%)	2.7%(0.5%)
	年800万円超の所得	6.0%(3.1%)	3.6%(0.7%)
付加価値割		0.72%	1.2%
資本割		0.3%	0.5%

・()内は地方法人特別税を含んでいない税率

また、法人事業税の制限税率は、現行の「標準税率の1.2倍」から「標準税率の2倍」に引き上げられる。

Scope

その他の税率見直し

外形標準課税適用法人の所得割の標準税率が引き下げられることに伴い、28年度の地方法人特別税の税率が93.5%から414.2%に見直されます。なお、29年度から地方法人特別税は廃止され、法人事業税に還元されます。29年度から法人住民税の法人税割の標準税率が道府県民税1.0%・市町村民税6.0%に、制限税率が道府県民税2.0%・市町村民税8.4%に引き下げられ、地方法人税は29年度から10.3%に引き上げられます。

【注意】当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。